（情報提供等の記録等）

第四十七条　法第二十三条第一項第四号の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　第四十条第二項第二号及び第三号に掲げる事項

［二・三　略］

［2・3　略］

（法第十九条第八号の規定による特定個人情報の提供）

第四十八条　第四十一条から前条までの規定は、法第十九条第八号の規定による条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による特定個人情報の提供について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十一条第一項	第二十六条第一項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第一項
第四十一条第一項第四号	第二十一条第二項	第二十六条において準用する法第二十一条第二項
第四十一条第二項	第二十六条第五項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第五項
第四十一条第三項	第二十一条第二項	第二十六条において準用する法第二十一条第二項
	第二十二条第一項	第二十六条において準用する法第二十二条第一項
第四十一条の二	第二十一条の二第二項	第二十六条において準用する法第二十一条の二第二項
第四十二条	第二十七条第二項第一号及び第二号	第二十九条の二において準用する令第二十七条第二項第一号及び第二号
第四十三条	第二十七条第四項	第二十九条の二において準用する令第二十七条第四項
第四十四条第一項及び第二項	第二十七条第三項	第二十九条の二において準用する令第二十七条第三項
第四十五条	第二十七条第六項	第二十九条の二において準用する令第二十七条第六項
第四十六条第一項	第二十八条	第二十九条の二において準用する令第二十八条

（情報提供等の記録等）

第四十七条　法第二十三条第一項第四号の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる事項

［二・三　同上］

［2・3　同上］

（法第十九条第八号の規定による特定個人情報の提供）

第四十八条　前三条の規定は、法第十九条第八号の規定による条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による特定個人情報の提供について準用する。この場合において、第四十五条第一項第四号中「第二十一条第二項」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十一条第二項」と、同条第三項及び第四十六条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十一条第二項」と、「第二十二条第一項」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十二条第一項」と、同条第三項第一号中「第二十二条第一項」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十二条第一項」と、「第二十三条第二項各号」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十三条第二項各号」と、前条第一項中「第二十三条第一項第四号」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十三条第一項第四号」と、同項第二号中「第二十一条第二項各号」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十一条第二項各号」と、同条第二項中「第二十三条第一項及び第二項」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十三条第一項及び第二項」と、同条第三項中「第二十三条第三項」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十三条第三項」と読み替えるものとする。